

西宮市立中央病院看護補助者の業務に関する要綱

- 1 この要綱は、中央病院看護補助者に関し必要な事項を定める。
- 2 この要綱による看護補助者とは、看護師の指示・指導のもと日常生活にかかわる業務、生活環境にかかわる業務、診療のかかわる周辺業務病棟に従事する職員である。
- 3 看護時補助者の業務は下記に定めるところによるものとする。
 - (1) 別紙「看護補助者の業務基準」「看護補助者の職務分掌」に定められた業務を行う。
- 4 この要綱に定めるもののほか必要な事項は病院長が定める。

付 則

この要綱は、平成28年2月24日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年2月24日から施行する。